

ID: 209

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 青少年育成課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>入会許可の取消し等</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市放課後児童クラブ条例 第5条</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成15年条例第27号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (許可の取消し等)                  第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会の許可を取り消し、又は出席を停止させることができる。                  (1) 児童が第3条に規定する入会資格を喪失したとき。                  (2) 次条の育成料を滞納したとき。                  (3) 偽りその他不正な行為により、保護者が入会の許可を受けたとき。                  (4) 保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。                  (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が児童クラブの運営上支障があると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>令和6年4月1日</p>